

**改正**

平成21年12月25日条例第32号

平成26年3月24日条例第18号

平成28年3月25日条例第25号

荒尾市万田坑ステーション条例

(設置)

**第1条** 市の近代化遺産である三池炭鉱旧万田坑（以下「旧万田坑」という。）の魅力を伝え、資料の展示等により炭鉱のまちの歴史及び文化を紹介するとともに、本市の観光及び物産の振興に資するため、万田坑ステーション（以下「ステーション」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** ステーションの位置は、荒尾市原万田200番地2とする。

(業務)

**第3条** ステーションは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 旧万田坑を中心とする炭鉱に関する資料の展示、情報発信等に関すること。
- (2) 市の特産品等の販売に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ステーションの設置目的を達成するために必要な業務

**第4条** 削除

(職員)

**第5条** ステーションに館長その他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

**第6条** ステーションの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）。ただし、次に掲げる日に当たる場合を除く。
  - ア 4月30日から5月2日までの日
  - イ 8月10日から8月15日までの日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第7条** ステーションの開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(利用の制限)

**第8条** 市長は、ステーションを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を禁じ、又は退館させることができる。

(1) ステーションにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) ステーションの施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用させることがステーションの管理上支障があると認められるとき。

(資料の貸出し)

**第9条** 市長は、ステーションに展示され、又は保存されている資料の貸出しについては、原則として行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関又は団体が学術研究又は教育普及の目的で使用するものであると認められるときは、貸出しを行うことができる。

(資料の撮影等の許可)

**第10条** ステーションに展示され、又は保存されている資料の撮影、複写、模造等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

**第11条** ステーションの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりステーションの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、ステーションの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりステーションの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

**第12条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) ステーションの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が Stations の管理上必要と認める業務

(損害賠償)

**第13条** 故意又は過失により Stations の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月26日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第32号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた各施設の使用等に係る申請、処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。